

平成23年第1回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成23年3月25日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第2号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第3号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第4号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第5号 本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第6号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第7号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 本巢市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第9号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 本巢市障がい者就労支援センター条例について
- 日程第12 議案第11号 本巢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 本巢市富有柿の里条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 本巢市自主運行バス条例を廃止する条例について
- 日程第16 議案第15号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第16号 指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第17号 国土利用計画（本巢市計画 第1次）の策定について
- 日程第19 議案第21号 平成23年度本巢市一般会計予算について
- 日程第20 議案第22号 平成23年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第23号 平成23年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第22 議案第24号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第23 議案第25号 平成23年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
- 日程第24 議案第26号 平成23年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 日程第25 議案第27号 平成23年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第26 議案第28号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第27 議案第29号 本巢市副市長の選任について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27まで

追加日程第1 発議第1号 東日本大震災被災者への支援強化に関する決議

出席議員（17名）

1番	江崎達己	2番	鏝本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	臼井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
16番	大西徳三郎	17番	遠山利美
18番	鵜飼静雄		

欠席議員（1名）

15番 上谷政明

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	小野精三
教育長	白木裕治	総務部長	中島治徳
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	坂井嘉徳
健康福祉部長	浅野明	産業建設部長	山田英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田道夫	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	成瀬正直	会計管理者	矢野博行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	石川博光	議会書記	安藤正和
議会書記	五井淳人		

開議の宣告

○議長（道下和茂君）

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（道下和茂君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号10番 中村重光君と11番 村瀬明義君を指名いたします。

日程第 2 諸般の報告

○議長（道下和茂君）

日程第 2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 鵜飼静雄君。

○文教福祉委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、文教福祉委員会の報告をさせていただきます。

3月17日午前9時から、真正分庁舎 3階第 1 委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員 6 名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、白木教育長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件 8 件の審査、協議案件 1 件について慎重に審査、協議をいたしました。

初めに、根尾地域の生涯学習施設「ながみね」の現場視察を行いました。

引き続き午前11時10分から、市民環境部関係の付託案件、議案第 9 号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第22号 平成23年度本巢市国民健康保険特別会計予算について、議案第23号 平成23年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について、協議案件は、議案第 21 号 平成23年度本巢市一般会計予算のうち市民環境部に属する予算についての協議をいたしました。

付託案件、議案第 9 号、議案第22号の審査では、質疑はありませんでした。

議案第23号の審査では、保険料の滞納者について、滞納の時効年数について、広域連合納付金の根拠となる対象人数についての質疑がありました。

続いて、協議案件の協議に入りましたが、議案第21号の協議については、パスポート申請の具体的な事務についての質疑がありました。

続いて、健康福祉部の付託案件、議案第10号 本巣市障がい者就労支援センター条例について、議案第11号 本巣市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について、議案第12号 本巣市デイサービスセンター、本巣在宅介護支援センター及び本巣市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について、議案第16号 指定管理者の指定についての審査、協議案件は、議案第21号 本巣市一般会計予算のうち健康福祉部に属する予算についての協議がなされました。

付託案件、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第16号の審査では、質疑はありませんでした。

続いて、協議案件、議案第21号の協議については、保育園への中途入所について、健診事業の受診率について、本巣保育園の土地購入の経費について等の質疑がありました。

引き続き協議された教育委員会においては、付託案件、議案第15号 本巣市体育施設条例の一部を改正する条例についての審査では、施設の使用料について、かがやきドームの今後のスケジュールについての質疑がありました。

続いて、協議案件、議案第21号 平成23年度本巣市一般会計予算のうち教育委員会に属する予算の協議については、通学補助の内容について、遊具の点検について、通学路整備に関しての関係部局との連携について質疑がありました。

以上、報告といたします。

○議長（道下和茂君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 若原敏郎君。

○産業建設委員会委員長（若原敏郎君）

産業建設委員会から報告いたします。

3月18日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には委員6名と議長が出席し、藤原市長、小野副市長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件5件の審査、協議案件1件について慎重に協議をいたしました。

初めに、道路改良箇所と上水道整備箇所等の現地視察を行いました。

引き続き午前11時15分から、産業建設部付託案件、議案第13号 本巣市富有柿の里条例の一部を改正する条例についての審査、協議案件については、議案第21号 平成23年度本巣市一般会計予算のうち、産業建設部及び林政部に属する予算について協議をいたしました。

付託案件、議案第13号については、質疑はありませんでした。

協議案件、議案第21号の協議については、観光資源発掘とうすずみ温泉の活性化について、特産物のブランド化認証の取り組みについて、自治会からの整備要望件数について、淡墨桜へのライトアップについて、地域産業人材育成事業について、狩猟免許補助事業について、米の戸別補償制度について、市有林整備事業について、景気対策事業の発注方針についてなどの質疑がありました。

続いて、上下水道部関係の付託案件、議案第24号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計予算について、議案第25号 平成23年度本巢市農業集落排水特別会計予算について、議案第26号 平成23年度本巢市公共下水道特別会計予算について、議案第27号 平成23年度本巢市水道事業会計予算についての審査と、協議案件、議案第21号 平成23年度本巢市一般会計予算のうち上下水道部に属する予算についての協議を行いました。

付託案件、議案第24号、議案第25号については、質疑はありませんでした。

議案第26号の審査では、糸貫東地区の整備手法について、議案第27号については水道管の改良事業の基準についての質疑がありました。

協議案件、議案第21号については、糸貫地区の事業切りかえに対する地元説明について、糸貫地区浄化槽事業の年次計画についての質疑がありました。

以上、報告いたします。

○議長（道下和茂君）

次に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

総務企画委員会からの報告を申し上げます。

3月22日午前9時から、本庁舎第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件9件、協議案件1件の協議をいたしました。

初めに、総務部関係の付託案件、議案第14号本巢市自主運行バス条例を廃止する条例について、協議案件、議案第21号 平成23年度本巢市一般会計予算のうち総務部、議会事務局、根尾総合支所及び他の委員会に属さない予算について協議をいたしました。

付託案件議案第14号についての質疑はありませんでした。

協議案件についての質疑では、議案第21号については市営バスの運行について、市営バスの運行業者の選定について、庁舎統合計画策定の委託について、防災マップの避難場所の見直しについて、固定資産税の対前年度比の減額について、公用車の購入と今後の更新スケジュールについて等の質疑がありました。

続いて、企画部関係の付託案件、議案第2号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第5号 本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第7号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号 本巢市基金条例の一部を改正する条例について、議案第17号 国土利用計画（本巢市計画第1次）の策定についての審査、協議案件、議案第21号

企画部に属する予算についての協議をしました。

付託案件、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第17号については、それぞれ質疑がありませんでした。

協議案件、議案第21号 企画部に属する予算についての協議では、ボランティア表彰の基準について、自治大学と人事交流に関する経費について、職員の接遇研修について、水力発電事業に関しての水利権の取り扱いについて、テレビ放送委託の内容について等の質疑がありました。

以上、報告といたします。

○議長（道下和茂君）

市長より、発言の許可を求められていますので許可をいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

発言の許可をいただきましたので、少し発言させていただきます。

一般質問の際に、長嶺小学校の問題についての答弁の中で、私の答弁したことが新聞記事に載っておりまして、その新聞記事が私の意図したこととちょっと違っておるといってございまして、予算の方は出していただいておりますように取り壊しの予算でございますので、よろしくお願ひします。

文教福祉委員会でも協議の前に冒頭に御説明をさせていただきますけれども、今回でもその旨、説明させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（道下和茂君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第2号から日程第9 議案第8号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第3、議案第2号 本巣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第9、議案第8号 本巣市基金条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第2号から議案第8号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

議案第2号 本巣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部より詳細説明を受け質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第3号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、執行部より詳細説明を受け質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第4号 本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、執行部より詳細説明を受け質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第5号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、執行部より詳細説明を受け質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第6号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例について、執行部より詳細説明を受け質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第7号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、執行部より詳細説明を受け質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第8号 本巣市基金条例の一部を改正する条例について、執行部より詳細説明を受け質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（道下和茂君）

議案第2号 本巣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第2号 本巣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

本件につきましては、12月と6月の調整を図るというものでありますけれども、そのもとになっているのが昨年の給与引き下げということで、その問題についてはそのときにる申し上げましたので省きますけれども、そういう前提のものであるということから、本案については反対をいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました、原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

ただいま反対討論がありましたので賛成討論させていただきますが、前のときに反対をしたということで、内容的には遡及の問題だということを思っておりますが、しかし今回も国の規約の中でこういうふうになってきておりますし、またそれをずうっと今市議会もやってきたということで、賛成をいたします。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第3号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第4号 本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第5号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第6号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第7号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号 本巣市基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第8号 本巣市基金条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号から日程第13 議案第12号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第10、議案第9号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから日程第13、議案第12号 本巣市デイサービスセンター、本巣市在宅介護支援センター及び本巣市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第9号から議案第12号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 鵜飼静雄君。

○文教福祉委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、議長の命により委員長報告をさせていただきます。

まず議案第9号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。慎重に審議しましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第10号 本巣市障がい者就労支援センター条例についてですが、慎重に審議いたしました。質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号 本巣市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について慎重に審議いたしました。質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第12号 本巣市デイサービスセンター、本巣市在宅介護支援センター及び本巣市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について、慎重に審議いたしました。質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（道下和茂君）

議案第9号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第9号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号 本巢市障がい者就労支援センター条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第10号 本巢市障がい者就労支援センター条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号 本巢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第11号 本巢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第12号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第14、議案第13号 本巢市富有柿の里条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第13号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 若原敏郎君。

○産業建設委員会委員長（若原敏郎君）

報告いたします。

議案第13号 本巢市富有柿の里条例の一部を改正する条例について、慎重に審査しましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（道下和茂君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第13号 本巢市富有柿の里条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第15、議案第14号 本巢市自主運行バス条例を廃止する条例についてを議題といたします。

議案第14号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

報告をいたします。

議案第14号 本巢市自主運行バス条例を廃止する条例について慎重に審議いたしましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（道下和茂君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

運行委託料の件につきましては、全協の場でお尋ねしたわけでありますが、4月1日から施行と

ということで日にちが控えておりますが、委託先の選定方法はどのような方法をとられたのか、またどのように決まっておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

高橋勝美君。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

委員会でもその意見が出ましたが、詳細につきましては執行部の方から説明をお願いします。

○議長（道下和茂君）

根尾総合支所長 山田道夫君。

○林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

委員会の場でも御説明させていただきましたが、原則的には競争入札ということを考えておりまして、今現在、委託先は決まっておりません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

3番 黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

今、委託先についてまだ競争入札でやるというような方向で、決まってないということですが、きょう25日ですよ。あと5日とか6日とかになるわけですが、そのところがよくわからないところがございますが、再度お尋ねいたします。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

詳細については、執行部の方から説明させます。

○議長（道下和茂君）

根尾総合支所長 山田道夫君。

○林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

少し補足が足りませんでしたので、再度補足をさせていただきます。

当然委員会でもそのお話がございまして、期間がないということで、4月については随契をもちまして、今委託してあるところに当面は委託をしたいというふうな考えを持っております。

○議長（道下和茂君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第14号 本巣市自主運行バス条例を廃止する条例については、委員長報告のとおり可決されました

日程第16 議案第15号及び日程第17 議案第16号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第16、議案第15号 本巣市体育施設条例の一部を改正する条例について及び日程第17、議案第16号 指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

議案第15号及び議案第16号については、文教福祉委員会に付託してありますので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 鵜飼静雄君。

○文教福祉委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、報告をさせていただきます。

議案第15号 本巣市体育施設条例の一部を改正する条例について。

かがやきドームと芝生広場の利用料について、時間当たり現在の300円を超えない範囲で検討されたのかとの質問に対し、そのとおりである旨の回答がありました。

次に、施設の今後のスケジュールについての問いに対しては、4月1日から使用可能としたいとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第16号 指定管理者の指定についてですが、慎重に審議いたしましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長（道下和茂君）

議案第15号 本巣市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

これにつきましてはいろいろ説明がありますが、芝生広場について、市域においてほかのところ
で芝生広場があるのか。あった場合にはその使用料は幾らになっておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

文教福祉委員会委員長 鵜飼静雄君。

○文教福祉委員会委員長（鵜飼静雄君）

委員会では他のものについて審議はしておりませんので、あくまでもこの芝生広場、かがやきドームのできたことによって使用料をどうするかということしか論議をしておりませんので、そのようなことについては答えることはできませんので、よろしくお願ひします。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

執行部に説明を求めます。

○議長（道下和茂君）

議題外ですが、執行部、お答えできますか。

暫時休憩します。

午後1時55分 休憩

午後2時13分 再開

○議長（道下和茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

成瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（成瀬正直君）

ただいまの黒田議員からの御質問でございますが、社会体育施設の中には芝生広場は庁舎の前の広場のみでございます。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第15号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第16号 指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第17号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第18、議案第17号 国土利用計画（本巢市計画第1次）の策定についてを議題といたします。

議案第17号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勝美君。

○総務企画委員会委員長（高橋勝美君）

報告いたします。

議案第17号 国土利用計画（本巢市計画第1次）の策定についてでございます。執行部より詳細説明を受け質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長（道下和茂君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第17号 国土利用計画（本巢市計画第1次）の策定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第21号（質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第19、議案第21号 平成23年度本巢市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

一般会計のことですけれども、少しお聞きしたいことがあるんですが、文教福祉委員会を見させてもらった中において議論はされたかと思っておるんですけれども、東幼稚園の土地の鑑定士の問題が出たかと思うんですけれども、これは東幼稚園にしても本巢幼稚園にしても鑑定士の問題が予算の中のものかと思っておるんですけれども、鑑定評価の評価料というのか、それが本巢保育園においては2万7,000円である。それから糸貫の東幼稚園の土地鑑定においては5万3,000円。土地においては、本巢保育園の方が広くて4筆になっている。また、糸貫の東幼稚園の方においては1筆であり、また土地の面積も少ない。その中において、どうしてこの鑑定評価料がこのように違うのか、御説明をお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

浅野健康福祉部長。

○健康福祉部長（浅野 明君）

今回お願いしております土地の鑑定料でございます。本巢の保育園の観点につきましては、平成22年度に実施しております。今回、新年度で見させていただきました金額につきましては、その時点修正ということで、契約行為に至る過程で、事前にその時点の修正を見たものでございます。

また、東幼稚園につきましては、全く新規での金額を計上させていただいております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

今の御説明ですと、22年度に土地鑑定価格、本巢幼稚園の土地を購入する場合の鑑定料金が2万7,000円であるということですか。今度23年度に糸貫幼稚園の土地を買うのに鑑定評価をする価格が5万3,000円と。もしそういうことになるとすれば、鑑定評価もなくして糸貫東幼稚園の土地の購入の価格が決定されたのかというふうにとられますので、いま一度お聞きをいたします。

○議長（道下和茂君）

浅野健康福祉部長。

○健康福祉部長（浅野 明君）

鑑定評価の金額につきましては、糸貫東幼稚園につきましては、平成23年度に初めて鑑定評価をお願いするということでございます。また、本巢の保育園につきましては22年度に実施しております。まだ契約行為をしておりませんので、実際に23年度に購入する予定でございますので、その時点での修正があるかどうかの判定をしていただくという金額を見ております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

鑑定の価格のことにおいては、るる説明の中に、委員会を傍聴させてもらった中において、本巢保育園の土地購入に関しての土地鑑定評価においては、いま一度見直しをするというふうに私は聞き取れたんですけども、違っておったら違っておったでいいんですけども、基本的には土地を購入する場合、土地鑑定評価をいただいた後に、それに伴って土地の価格というものがある程度設定をされて、それが予算の中に出てくるというふうに私は感じておるんですけども、もう一遍戻るかもしれませんけれども、鑑定の評価、お礼金が5万3,000円というのが23年度の予算の中に組み込まれているということになれば、22年度の中においては土地の鑑定がなされていないと。土地の鑑定がなされていない中において、どうして土地の購入価格ができるんですかということなんです。予算書を見ますと、糸貫の東幼稚園においては坪当たり9万4,000円の価格設定がなされているというふうにとれるんでね、予算書から見ますと、坪当たりで割ると。本巢の幼稚園をつくるころにおいては、坪当たり7万4,000円の単価が出ているという中において、土地鑑定価格が倍近く違うということも含めて、鑑定をもう一度やり直す旨のような発言があったかと思っている。そういうようなあいまいな予算を出されるというのはいかがかかと思っておるから聞いておるわけなんです。

糸貫の土地価格4,700万強の予算が出されているけれども、何をもってこの価格の設定がなされたのか、予定価格がなされたのかの御説明をお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（浅野 明君）

糸貫東幼稚園の単価の問題でございますが、東幼稚園につきましては23年度に鑑定評価をいただき、そして単価が決まってくると思っております。

今回予算計上させていただきましたのは、見込みで計上をさせていただいております。この単価につきましては、路線価による評価額を計上させていただいております。23年度に新たに鑑定評価をいただき、単価が決まりましたら、契約する段階において検討するというところでございます。あくまでも今回予算計上させていただきましたのは、路線価方式によります評価額ということで計上をさせていただいております。

○議長（道下和茂君）

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

高田文一君。

○6番（高田文一君）

23年度の新規事業の中で、今回広く防災にかかわる事業が幾つか計上をされております。この事業の推進を図っていく一つの心構えといいますか、考え方というのはさらに深めていく、これが大変今回の東日本大震災において、とうとうとうとう本当に犠牲、避難、被災を受けられました皆さんに対して、大変失礼とは存じますけれども、多くのたくさんの教訓、あるいは事例というものも、今も出つつあるところでございます。これは本当であってはならないことだとは思いますが、こんなにたくさんの防災にかかわる事業がございますので、改めてお聞きをし、お願いをしたいと思っております。

例えば、地域の見守り活動事業、災害時の要援護者台帳の登録整理、災害情報エリアメールの配信事業、それから濃尾震災120周年を記念した講演、災害弱者対策事業として独居の方のいろんな手当て、さらにはハザードマップの見直しをし、全戸に配布する等、ほんの少し、細かく各項目で上げられているのもございますけれども、新規としてこれだけの事業が今のところ計上されているわけです。ですから、先ほど言いましたように、大変なことを教訓にし、あるいは熟慮しながら、このことを進めていくのが私たちの役目でもありますし、使命でもあると思っております。本巢市も決してあってはならないと思っておりますが、あった場合には、最小限の災害で食いとめるようなこともできると思っております。そういう意味で、広く広く、いっぱい今回の東日本の震災というものを貴重なものにしながら、本巢市のこれからの防災、あるいは危機管理も、当然のことではございますけれども、進めていくことが被災に遭われた方たちに報いることではないかと思っておりますので、そういう一つの思い、決心、考え方を改めて聞きたいんですが、防災は総務部長だし、財政は企画部長だし、やっぱりトップの市長にまとめてお聞きをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

防災への考え方、対応方針ということでお尋ねございました。

今回、新年度予算で多くの危機管理等々での対策を新規事業として押し出ささせていただきました。これは提案説明等々でもお話し申し上げておりますように、今まで重点施策を考えたものに加えて、見直しをするということで、重点施策を11Kということで取り組まさせていただきました。その中の一つのKということで危機管理ということで取り組まさせていただきましたところでございます。

今回、東北・関東の地震ということが、そんな想定はしておりませんでしたけれども、ちょうど議員のお尋ねのように、根尾地域の濃尾震災から120年という大きな節目の年であるということから、いま一度震災への備え、啓蒙というのをやっていこうということで、今回、当初予算でその辺をソフト・ハードを含めて計上させていただきましたところでございますけれども、今回の災害がありまして、もっともって見直すべきところはあるんじゃないだろうかという思いもしております。また、できるだけ速やかに新年度補正当初予算が確定した後、今の補正等々でも対応できるものは、しっかりと今後も対応していきたいというふうに思っております。

今回の震災で特に改めてこれは大事だなと思いましたが、先ほど議員からもお話がございましたように、いわゆる高齢者、弱者等々の安全・安心の確保というのが今回の震災でも大きく問題が出ているというふうに思いますし、そういったことから先ほど来お話のありますように、見守り活動、高齢者のこういった地域での活動等もしっかりとしながら、常日ごろから弱者、高齢者、障がい者、そういった方々がどこにどういう形でおられるかということも把握して、災害時にはいち早く、そういった方々を避難救助できる体制をもっともってしっかりとやっていかなければならないというふうに痛感をいたしてございまして、新年度予算でもその辺の事業は組ませていただきましたけれども、もっともってこの辺の強化をさせていただきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、市民の安全・安心を守るというのが市の行政のトップでございまして私に課せられた責務であり、使命であるというふうに思っております。これからもいま一度、ことしも点検しましたが、もっと強化すべきところを洗い出して、速やかに対応を考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは5点お伺いをいたします。

この5点の中には、前から言っております議会提出資料の充実を図っていただければ済むという内容もでございます。その議会提出資料については、この新年度の中でお互いに話し合っつけていこうという合意ができておりますので、1年後にはこういう質問をしなくてもいいようになってほしいというふうに思います。

という前置きをいたしまして、一つ目は、歳入で保健体育施設の使用料がございまして。これは個々の施設については書いてございません。例えば真正体育施設という形で掲載されています。その中で、真正スポーツセンターが今どういう利用状況にあるのかということをもっとお伺いしたいと

思います。最初に申し上げたように、こういったものは新たな施設であり、その状況については必要に応じてその都度報告していただけるといいというふうに思います。

二つ目ですが、今回の予算で各種計画の策定委託料が出されています。各種計画は、総合計画等を除けばおおむね3年スパンでつくられてまいります。ということで、3年たったということで、また新年度新しい計画をつくるんだということで、今回も策定委託料が幾つか計上されていますが、その中ですべてを取り上げていると時間がありませんので、男女共同参画プラン策定委託料に関して、そしてさらにその中の一部分についてだけ申し上げたいと思います。

この男女共同参画プランの期限が来て新年度新しくつくる、そのことは結構でございますけれども、それに当たって前回のプランの結果はどうだったのか、不十分なものについてはその理由は何なのか、そうした総括がきちんとされ、それが新しい計画に生かされているということが必要であります。その点について、一体どのような検討、あるいはどのような状況を把握され、どのような検討をなされているのかということ、まずお伺いをしたいと思います。今のは43ページの企画費の中にございます。

3点目でありまして、78ページの富有柿等振興奨励金についてお伺いをいたします。

これについては、第2次行財政改革で新年度に新植奨励金は廃止となっています。今回の予算七十数万円については、過去の継続分だろうというふうに思っています。

今申し上げた第2次行財政改革については、パブリックコメントを実施してまいりました。期限が3月4日でした。3月4日ということは、新年度予算は既につくられている、議会が始まって上程されている。その後にパブリックコメントが締め切られたということで、非常に矛盾があるのではないかというふうに思わざるを得ませんが、その点についてどのようにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

四つ目ですが、80ページの富有柿の里についてであります。

これについては、先ほど条例改正について可決されました。この条例改正の理由の中で、管理運営体制の見直しをしていくんだということがございました。予算にも当然その内容が反映され、職員を引き揚げ、嘱託で所長を置くという形になります。そのことの是非を言うわけではなくて、一体具体的にどういう形に管理形態が変わっていくのか、今までとどう違うのかということについて明らかにしていただきたいと思います。

最後、5番目でありまして、観光費、85ページでありますけれども、観光資源発掘事業委託料がございます。産業建設委員会を傍聴した折、これについての質疑があり、これは単年度事業だという説明がありました。ふるさと財団から補助金をもらってやる事業としては、そのとおりだろうと思います。けれども、せっかくこうした観光資源の発掘事業に取り組むということであれば、単年度でこの事業そのものを終わるということではなくて、補助金があろうとなかろうと、この制度を生かしてこれからどう進めていくかということが問われるだろうと思います。そういった先の見通しはどうか、そういったことも含めて、こういった補助金を受けて事業をやるべきだろうと思いますので、その点についての考えをお伺いしたいと思います。以上5点です。

○議長（道下和茂君）

成瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（成瀬正直君）

ただいまの鵜飼議員からの御質問の真正スポーツセンターの利用状況でございますけれども、昨年1月から稼働しておりまして、4月から丸々年間の料金を予算計上させていただいて執行しておりますが、スポーツセンターにはアリーナとミーティングルームとトレーニングルームと三つの区分けになっておりまして、4月からずうっと、まだ3月はちょっと出ておりませんが、2月までの状況を見ますと1ヵ月の利用日数が17日くらいから多いときは25日くらいの利用日数、これはアリーナです。団体数については、21団体から多いのは38団体、トータルしますと2月末までで349団体の利用があります。延べ人数では4,597人と、これはアリーナです。ミーティングルームは、利用日数が少ないときは5日くらいから大体11、12日、多いときは15日と。団体数が5団体から17団体、トータルしますと129団体の方が使っていただいております。延べ人数では2,103人と。そしてトレーニングルームですが、これについては利用していない月があります。多いときは4日くらい。団体の延べでは9団体の利用があり、延べ人数では266名といった利用の状況です。

ちなみに予算的には、今の真正体育施設の利用料の中に入っております。それで23年度の予算計上分につきましては、アリーナ、ミーティングルーム、トレーニングルーム合わせまして28万9,000円を予算で計上しております。

○議長（道下和茂君）

高田企画部長。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは2点目の、市にございます各種計画の策定についての御質問でございますが、この件につきましては、御存じのとおり今年度総合計画の後期基本計画の策定、あるいは第2次の行財政改革の策定、さらには土地利用計画の策定といったものを行いました。また、来年度は新年度予算にも計上していますように、男女共同参画プランといったものの計画がございます。

男女共同参画プランにつきましては、19年から23年度の5年間の計画が来年度中に参りますので、その後の24年から28年の5年間の計画を策定するための経費でございます。市には各種たくさんの計画がございますが、今現在こういった計画があるものにつきましては、御存じのとおりPDCAサイクルといえますか、プラン（計画）をまずつくって、それから実行して、それを評価して、それからそれを改善して新たな計画をまたつくっていくというPDCAサイクル、こういったもののとおりながら今後もこういった計画づくりを進めていくということで、一番大事なのは御指摘のとおり評価の部分だと思います。これにつきましては、当然計画をつくった段階ではいろんな目標を立てます。それは数値であり、あるいはこういった事業を行うというような書き方、表現であり、いろんな目標設定がされると思います。それに対して実行して、どれだけ実際できたのか、そういった評価をしながら、市民の方の御意見も伺い、また外部評価といえますか、審議会等の市民の方が入った委員会の意見を聞きながら次の計画につなげていくというようなことで、その評価を重点

的にやるのが一番いいのではないかということを思っております。

評価の方向につきましては、計画の種類によって、数値目標があるものについては何%達成率で出ますし、あるいは事業ですと、ソフト事業もあればハード事業もあります。そのうちのどれだけできたのかということを確認しながら、一つずつ評価をしながら、次の計画につなげていくということが大事だというふうに思っております。

○議長（道下和茂君）

山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田英昭君）

富有柿の里の件につきましての御質問で、管理運営の見直しの中で、今までとどう違うかということの御質問でございますが、今までは一般職の所長、それから雇用の地域営農マネジャー、臨時職員、その他個々の部におきましてはシルバー雇用者ということで運営しておりました。23年度からは一般職の職員を引き揚げまして、地域営農マネジャーが所長も兼ねまして、所長兼地域営農マネジャー、それから新たに営農指導員というポストを設けまして、この方につきましては4月から雇用いたしたいというふうに考えております。臨時職員につきましては同様、そのほかシルバーとか夜間の雇用につきましては同様でございます。業務として、施設運営の支出命令とかそういうものはありますが、こういうものにつきましては本課が管理をしまして運営していきたいというふうに考えております。

次に、観光資源の発掘事業でございますけれども、事業の内容につきましては、地域コミュニティーの発展が誘導できるような地域資源活用型のビジネスを目指しまして、専門的な知識やノウハウを有する民間人材の活用、派遣等により、ふるさと財団の助成金を受けて行う事業でございます。この事業の成果を得まして、今後、こういった対応につきまして十分検討させていただいて、その後、必要であれば予算等もお願いし、提案をいただきました内容につきまして取り組んでいくものというふうに考えております。

富有柿の振興奨励金の件でございますけれども、これは御存じのとおり、昭和40年代に水稻の生産調整の対応として柿の振興策で、本巢市におきましては、糸貫地区、真正地区、大変たくさんのお水田が柿園になっている状況の中で、今現在に達しまして、高齢化等で担い手が少なくなりまして、柿園の管理につきまして担い手不足といった状況の中で、柿園の水田化といったような状況があるわけですが、今現在でございますけれども、こういった柿抜き田が21ヘクタール本巢市内にございます。本巢市内のこういった柿抜き田につきましては、水田に戻った場合、水田の助成金というものが非常に不利な扱いを受けます。また、麦等を行いましても、同様に柿抜き田につきましては価格の点につきまして、これも非常に不利な点があるわけでございます。新規の水田に柿を植えますと、将来また柿抜き田が発生するといった悪循環ということが予想されまして、市としましては、できる限り柿を振興したいということであれば、既存の柿園に改植、あるいは柿抜き田という農地に新たに柿を改植していただければというふうに考えております。

そういった中で、今回の制度につきましては、新規は控えていただきまして、改植の方を進める

内容のものでございます。これの対応については、平成22年度に農事改良組合、あるいは柿振興会等にお話をいたしまして、十分詰めさせていただいてここまで来ております。そういったことで、新年度予算につきましては、今年度中の改植については対象にしますが、新年度につきましては対象から外すということで今回の改正をお願いしているものでございます。

先ほどのパブリックコメントの3月4日云々の部分につきましては、私の方で答えられる部分ではありませんので、とりあえずは柿の改植制度の改正といった方のお答えにつきましては以上のとおりでございます。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

1番目の真正スポーツセンターにつきましては、利用状況を聞きました限りでは、施設をつくった効果があったというふうに、今数字を聞いた限りでは思いますが、そういった特に新しい施設をつくったりしたときには、つくった結果どうだったのかということについては、こちらが言う前にそちらから逆にPRした方がいいんじゃないでしょうか。ということだけ申し上げておきます。

二つ目の男女共同参画プランについて、一般論で先ほど答弁されましたので、もう少し具体的に申し上げたいと思います。

男女共同参画プランの中の、例えばプランの36ページに政策決定の場における男女共同参画の推進という施策がございまして、その中で審議会などの女性委員登用の推進で目標は30%というふうになっています。その三つ目には、女性委員が一人もない審議会などへの指導、啓発、あとは全部で6項目の施策が書いてあります。これが今どうなっているのか、そのことがきちんと毎年検証され、どこに弱点があるのかということがきちんと把握され、次々と対策をとられて、そしてまた新しい計画に行くのかどうか、そのあたりが問題だと思って今回取り上げました。

本巢市のホームページで、この男女共同参画プランの推進状況というのが掲載されています。それを見ますと、本市における女性登用の状況ということで、審議会等への女性参画率を言いますと、平成18年度では審議会の数が26のうち女性委員を含む数は16、平成22年の審議会の数は31、女性がいる委員会は18、逆に後退しているんじゃないかというふうに思います。総委員数が平成18年は422人で女性は84、19.9%、20年度に20.5%ということで上がりましたが、また下がって22年度は454人中85人、18.7%というふうに低下をしています。こういった状況をその都度きちんと把握して、なぜこうなっているのか、取り組みの弱さはどこにあるのかということをごとこまでどう検証されているのかということ、まずお伺いしたかった。それが今度の来年度策定する計画にどう生かしていこうと考えているのか、そのあたりをお伺いしたというのが本意であります。改めてお伺いします。

三つ目は、3回目ですので、あと一回しか質問しませんので3回目に飛ばしますが、4番目の富有柿の里について、これも私の舌足らずかもしれませんが、お伺いしたかったのは、どうい

うふうに変わっていくかということは利用者にとって変化が全く基本的でない、今までどおり使っていたら結構だということなのか、何らかの変化があるのか。行政側の都合というよりも、利用者にとってどういう形態の変化があるかということをお伺いしたいんですが、わかりますか。

5番目は、先ほどの答弁で結構だと思います。成果を受けて、その必要性をよく検討して、必要なものについては取り組んでいくと。観光資源の発掘、仮に発掘できたとしても、その後それで終わってれば何にもならないですからね。だから、後の取り組みをきちんと、山田部長は退職でございまして、後任の方に引き継ぎをしていってほしいというふうに思います。

○議長（道下和茂君）

山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田英昭君）

富有柿の里につきまして、利用者にとって今後どういう状況になるのかということに関しましては、利用する部分につきましては従前と全く同様というふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（道下和茂君）

高田企画部長。

○企画部長（高田敏幸君）

男女共同参画プランの進行管理のことがまず一つでございまして、これにつきましては、毎年男女共同参画推進委員会というのは市民の方が入っていただきました推進委員会がございまして。こういったところで1年間、男女共同参画プランの進捗状況、1年間のものにつきまして、どういうことをやったのかということをお出ししながら意見を伺って、そのものも市民の方に公表しているのが多分見られたことだろうと思います。そういうことをしながら、毎年達成できないものにつきましては、その年にそういったことを重点的に推進しておるというところでございまして。

特に審議会委員への女性の登用率につきましては、私どももそういった決まっておる審議会、あるいは女性がいないような審議会、そういったところへ文書等でもお出ししながら、また皆さんの御協力を得ながら、できるだけ女性の登用をお願いしておることが実態でございまして、なかなか思うような数字が今出ていないというのが実態でございまして、今後もそういったことにつきましては、努力していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の件について、もう一つ申し上げておきたいと思うのは、あえて男女共同参画ということを行わなければならないというのが、まだ正直言って日本の現状なんです。だから、そう簡単に物事が進むというふうには私も思っておりません。けれども、最初の答弁で言われたように、何が大事かということ、目標を立てて推進をして、その結果についてどう評価するか、それを次にどう生かして

いくか、その部分が大事なんです。だから、男女共同参画プランについていえば、定期的にきちんと進捗状況を把握して、それを生かして次へ取り組んでいくというような書き方をしていますね。このを見て、改めてホームページで先ほどの部分を見たわけですが、あれは今の状況を言っているだけなんです。だからどういうふうと考えて、どういうふうこれから取り組んでいくとしているかということは、どこにも書いてないわけです。そのあたりを聞きたいですね。簡単にいかないという前提でお伺いしますので、そうちゅうちょせずに、思いを語っていただければ結構だと思いますが、最後にもう1回お願いします。

それともう1点、3番目に富有柿等の振興奨励金について申しあげましたのは、富有柿の新植の奨励金を廃止するという点については是非は私は申しあげていませんし、背景についても先ほど部長が説明された内容については承知しております。

ただ、私が今回非常に不思議だと思ったのは、最初に申しあげたように3月4日にパブリックコメントをにかけている、その期限が3月4日、でも予算をつくっちゃったよというやり方がおかしいんじゃないかということなんです。それについては、部長の立場では何とも言えないことなので、市長に最後に、これは3回目でしたら何回も言うつもりはないということでお伺いするわけですけれども、せっかくパブリックコメントにかけるのであれば、少なくとも予算をつくる前ぐらいしないと、やった意味がないんじゃないか。

今回の実施計画、あるいは実施項目表全体を見ていても、こういう形になっているのはほかにはないですね。あとは内部的なもので、新年度からということで別に差しさわりのない部分が多いわけですけれども、事、これについては予算をつくってしまってからパブリックコメントの期限が来るということになれば、まさに市民の意見を聞いたということにはならないと思うんですね。このパブリックコメントということに限って言えば、この間の過程としては、先ほど部長が説明されたような過程があったということは承知しておりますけれども、少なくともパブリックコメントという観点からすれば矛盾があるんじゃないかというふうに言わざるを得ませんが、その点の御感想をお伺いしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

高田企画部長。

○企画部長（高田敏幸君）

PDC Aサイクルの中で、今我々が毎年実績をつかんで報告をさせていただいています。そういったものが5年間、最後の年になりますので、そういったものの評価をこれからするわけですが、実績と目標値がどういうことで達成できたのか、できなかったのか、そういう評価をしながら、先ほども言いましたとおり、次の計画に結びつけていくということでございますので、その評価の方向につきましては、これから市民アンケートもとりましますし、また外部の評価という点では、推進委員会の御意見を聞きながら、今の計画に対してどれだけの効果があったのか、なかったのか、そういった実績を見ながら評価をして、次の計画を策定していくわけでございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

パブリックコメントと新年度予算との関連で御質問がございました。あえて反論をするつもりはございません。本当にそういうことがあるということは遺憾なことだというふうに思っております。

パブリックコメントというのは、皆さんの御意見をお聞きする、そしてそれを踏まえて修正するものは修正すべきだという観点からすると、既に先行する形でやっているということについては、そういう事例があったということは大変遺憾なことで、今後はそれについてはしっかりと精査をしながら、予算等に反映させるように考えていきたいと思っております。

○議長（道下和茂君）

ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

安藤重夫君。

○8番（安藤重夫君）

お伺いしたいのは、合併浄化槽の浄化設備設置整備事業の補助金のことでありますが、先般の全協の席で7,498万3,000円に対する、基数は56基だと伺っておりますが、それに間違いないとすれば1戸当たり133万円強ということになります。どこまでの工事を補助対象としてお認めなのか、それをまずお伺いしたいのと、それからこれだけのお金で56基分だということになりますと、対象戸数はいかほどになるのかと。それから完成めどとして10年なのか15年なのかというような思いがいたしますが、そうしますと想定される総金額はいかほどになるのかというような心配をするわけですが、そこらあたり具体的にわかる範囲内でお答えを願いたいと思います。

○議長（道下和茂君）

杉山上下水道部長。

○上下水道部長（杉山尊司君）

合併浄化槽の設置整備事業補助金でございますが、7,498万3,000円で56基でございます。内訳を申し上げますが、5人槽で22基、7人槽が31基、10人槽が2基、31から50人槽が1基でございます。事業費の方でございますが、先般の全協、産業建設委員会のときに資料をお配りしました7ページに補助額が出ておりますが、もう一度申し上げます。一般地域の分で申し上げます。5人槽108万1,000円、7人槽136万円、10人槽183万6,000円、31から50人槽404万8,000円でございます。それから補助対象につきましては、設置をする費用ですから、浄化槽本体を含めた設置に要する費用でございます。

戸数の関係なんです。これも前回の12月の全員協議会でお配りをいたしました資料から御説明をさせていただきますと、未処理区が糸貫、佐原、木知原がございまして。全体で2,972戸でございますが、平均でいきますと、糸貫だけを出しますと54基、もしくは55基が1年間の平均になってきます。そうしますと、単純に割っていきますと、過去に設置された方も含めますと、平成71年で全

部完了という形になります。これは、あくまで平均戸数を昨年度より算定をしていった場合の机上の計算でございます。

事業費の総額でございますが、36億8,260万の総事業費を予定しております。

○議長（道下和茂君）

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今回、市長の所信表明等でも十分触れられておりますけれども、主な考え方のベースにしなければならないと思っているのが、市民協働、あるいは市民参加をどう進めていくかということだと思っています。そうした観点から、今回の一般質問、あるいは先ほどの質疑についても行ったわけがありますが、そうした結果として申し上げたいと思いますが、特に今回納得できないというふうに思っていますのは、一般質問でも指摘したように、議会が請願を採択したのにもかかわらず、住宅リフォーム助成制度がここに明らかになっていないこと。また、市民参加、市民協働を標榜しながらも実際にはなかなかその保障がない。言いかえれば、これも一般質問で申し上げましたように、どこまで本気だろうかという心配もあるというのが現状であります。

いろいろとこれまで述べてまいりましたので詳細は省きますけれども、こうしたことが市政、そして予算の根幹にかかわる問題であるというふうに考えています。今回の予算には、長年の懸案である保育園や、あるいは幼児園の建設に関する予算が含まれているという部分はもちろんございますけれども、そういったものについては当然賛成するものでありますけれども、先ほども述べたようなことから、予算全体については反対せざるを得ないというのが残念ながら現状だということをお知らせ、反対討論といたします。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありますか。

〔挙手する者あり〕

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

ただいま鵜飼議員よりいろいろ御質問され、反対の討論もありましたが、私といたしましては大変思い出が残る議会となりました今議会、賛成の立場で討論に参加したいと思います。

景気の回復が望めない中、市税の収入が落ち込むことが見込まれておりますが、地域経済対策に

も十分とは言えないまでも増額しておりますし、淡墨桜のライトアップや小水力発電システム、そして定住促進事業など、私が以前から提案してまいりましたこのような事業、本巢市の将来を見据えた新しい事業にも予算計上がされ、積極的な姿勢で臨まれておりますこの予算に対しましては、大いに評価ができるものと思っております。議員各位におかれましては、よろしく御賢察の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

賛成討論がありましたので、反対の方をやらせてもらいます。

正直なことを言いまして、市長さんの所信表明の中にもありましたように、厳しい財政の中から知恵と工夫で出された本予算、一つ一つ見てみますと、そういうところが随所にかがわれる、評価するところは評価をしたいと思っております。非常に苦勞してつくられた予算だなあとということを見る側からしてみてもよく理解はできておりますけれども、その中において、市民に少し説明ができないであろう部分がありますので、そのことを申して反対の討論とするんですけども、まず1点目としては、長嶺の解体工事において一般質問等もありましたけれども、3,525万8,000円の解体費用がなされていると。けれども、その土地の価値としてはそれよりも相当低であろうという土地の価格と解体の価格とを見た場合に、非常に差が大き過ぎるという中において、何とか一般財源として正しい使用の仕方がないものかというようなことが議論された中において、こういう予算が組み込まれたとするなら、それは仕方なしというところでありますけれども、学校教育の方の関係ということで、本来であるなら一般財源の方に戻して、そして広く住民に問うて、その中において何も意見がないということで組まれた予算であるとするなら、大いに結構だと思いますけれども、そうではないようなふうに伺っておりますので、この1点も反対として、もう1点は、今黒田議員が水力発電どうのこうのということで賛成の討論をなされましたけれども、水力発電の事業においては157万5,000円の計上がなされておりますけれども、仮にこのことにおいて物事がなされたとしても、この本巢市の中において水力発電をしようと思う場合、水利権というものがかなりきつい形でなされている。水利権を持っておられる農家の人たち、またその他の人たちにそういう事前説明がなされて、なおかつその中において、もし成功した場合に利用させてもらうけれども、そういうことに対して了解が得られるのか否かということが、どうも確認がとれていない中においての予算が計上されていることについては反対といたします。

3点目においては、先ほども私が質問でしたんですけども、土地鑑定の評価価格があいまいであるというような中において、本巢の幼稚園の土地買収においては1億1,103万8,000円ぐらいの土地購入価格が計上されています。その中において坪当たりの単価で計算するなら7万4,000円強になろうかと思っておりますけれども、どうも聞いておりますと、その算定基準が非常にあいまいで

あるというような中における予算が計上されております。また、糸貫幼稚園の土地購入価格の予算においては、土地鑑定もされていない中において、何を根拠に4,799万5,000円という予算計上がなされているのか。こういうことが何を基準にして出されているのかということがよくわからない中において、予算が計上されている。そういうようなことをかんがみたときに、市民の方から問われたときに、市民に説明ができかねるような予算が一部組まれていることにおいて、大部分は賛成をいたしますけれども、こういう予算については賛同ができませんので、反対とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

今、お2人の反対討論をお聞きしまして、それぞれ議員各位、いろいろ自分の考えとか思いとかいろいろあって、すべて自分で満足するということは多分だれもできていないと思います。

私は、この一般会計を上程されたときに質疑でもちょっと言いましたけど、フライングをしておるのではないかということも言ったりなんかして、そのとき市長はスピーディーが肝要だというようなお話もあったりなんかしたわけですけども、全体的にこの一般会計を見ておりますと、教育、特に幼稚園、保育園等を含めた、また老人対策、福祉関係についても手厚いであろう。今の東北の大地震のことを考えてみると、我々本巣市がこのような予算を組めるということは本当にありがたいなと、本当に幸せだなあと感じております。そのようなことから、少々というか、言い方は悪いですけど、だれでも思いがあるわけですけど、全体の予算としてはいい予算を組んでいただいたということで、私は大賛成をいたします。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第21号 平成23年度本巣市一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第22号及び日程第21 議案第23号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第20、議案第22号 平成23年度本巢市国民健康保険特別会計予算について及び日程第21、議案第23号 平成23年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第22号及び議案第23号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 鶴飼静雄君。

○文教福祉委員会委員長（鶴飼静雄君）

それでは報告いたします。

議案第22号 平成23年度本巢市国民健康保険特別会計予算について、執行部より詳細説明を受け質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第23号 平成23年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。保険料滞納者の人数についての問いに対し、短期被保険者証を5件発行している旨の回答がありました。

次に、滞納分の徴収は2年しかさかのぼれないが、何か対策はあるのかとの質問に対しては、短期被保険者証を発行して呼びかけるしかありません。差し押さえは行っていませんとの回答がありました。

後期高齢者医療広域連合納付金の積算人数に対する質問については、対象者4,070人であり、納付のあったものすべてを納めているとの回答がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長（道下和茂君）

議案第22号 平成23年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第22号 平成23年度本巢市国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号 平成23年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第23号 平成23年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。40分より再開をいたします。

午後3時24分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（道下和茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 議案第24号から日程第25 議案第27号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第22、議案第24号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計予算についてから日程第25、議案第27号 平成23年度本巢市水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第24号から議案第27号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 若原敏郎君。

○産業建設委員会委員長（若原敏郎君）

それでは御報告いたします。

議案第24号 平成23年度本巢市簡易水道特別会計予算について、執行部より詳細説明を受け質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号 平成23年度本巢市農業集落排水特別会計予算について、執行部より詳細説明を受け

質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号 平成23年度本巣市公共下水道特別会計予算について、執行部より詳細説明を受け質疑に入りました。糸貫東地区の整備手法について、合併浄化槽で整備するとしているが、はや合併浄化槽で整備されている家庭があると考えるが、事業推進に問題はないのかとの質問があり、耐用年数経過後の施設については、助成する対象にしている旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号 平成23年度本巣市水道事業会計予算について、執行部より詳細説明を受け質疑に入りました。水道管改良の基準年数についての質問に対して、老朽管は30年の基準となっている旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

○議長（道下和茂君）

議案第24号 平成23年度本巣市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第24号 平成23年度本巣市簡易水道特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号 平成23年度本巣市農業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第25号 平成23年度本巢市農業集落排水特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号 平成23年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第26号 平成23年度本巢市公共下水道特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号 平成23年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第27号 平成23年度本巢市水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第28号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第26、議案第28号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、議案の追加をお認めいただきましたので、本日提出いたしました追加議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案第28号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

3月7日の本会議におきまして御議決をいただきました平成22年度本巢市一般会計補正予算（第5号）のうち、きめ細やかな交付金事業及び住民生活に光をそそぐ交付金事業に係る予算につきまして、繰越明許費の追加及び変更をお願いするものでございます。

繰越明許費の追加事業につきましては、民生費で障がい者就労支援センター施設整備事業に2,983万6,000円、老人福祉センター改修事業に1,439万3,000円、商工費で観光PR用外国語版DVD作成事業に75万6,000円、NEOキャンピングパーク施設整備事業に2,191万2,000円、教育費で真桑文楽後継者育成事業に427万4,000円、体育施設改修事業に668万6,000円でございます。

また、変更事業につきましては、土木費で道路舗装新設事業を1億2,512万円とするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（道下和茂君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第28号 平成22年度本巢市一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第29号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第27、議案第29号 本巢市副市長の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、議案第29号 本巢市副市長の選任についてでございます。

平成23年3月31日をもって退職し、岐阜県職員に復帰する小野精三氏の後任といたしまして青木一也氏を選任したいので、議会の同意を求めるところでございます。

青木一也氏は昭和38年生まれの47歳でございます、岐阜市在住でございます。

主な経歴といたしましては、昭和61年に富山大学を卒業し、岐阜県に就職いたしまして、地域振興、交通対策、都市計画、健康政策、選挙管理委員会などに従事いたしましたほか、飛騨県事務所、武儀県事務所、東濃振興局などに赴任されておりまして、市町村の事情にも精通した人物でございます。現在、岐阜県健康福祉部医療整備課の県立病院・看護大学法人企画監として勤務をいたしております。

青木一也氏は、これまでの経験を生かして、私が取り組んでおります「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」の実現のための推進役及び取りまとめ役として、期待にこたえてくれるものと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（道下和茂君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

高田文一君。

○6番（高田文一君）

ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、任期というのは。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

任期は地方自治法上4年ということになっておりますけれども、ただ4年というのは法令上の任期でございます、途中で辞任するとかありますから、職員と違って保証されておるものではございませんので、4年間は一応議会の選任を受ければ、4年間、法的には有効ということでございます。以上でございます。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第29号 本巢市副市長の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

高田文一君。

○6番（高田文一君）

動議をお願いしたいんですが、取り計らいをよろしく願います。

○議長（道下和茂君）

動議の趣旨説明を述べてください。

○6番（高田文一君）

東日本大震災の被災者の皆さんへ、さらなる支援強化について提案したいと思っておりますので、取り計らいをよろしく願います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの動議につきまして、賛成の方はお見えですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

高田文一君から東日本の震災に対する決議案提出の動議が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、本動議は成立をいたしました。

議事の都合により暫時休憩をいたします。

午後 3 時 56 分 休憩

午後 4 時 19 分 再開

○議長（道下和茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。東日本大震災被災者への支援強化に関する決議案を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本動議を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題といたします。

追加日程第 1 発議第 1 号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

追加日程第 1、発議第 1 号 東日本大震災被災者への支援強化に関する決議についてを議題といたします。

発議第 1 号について提出者に説明を求めます。

6 番 高田文一君。

○6 番（高田文一君）

それでは、提案と説明をさせていただきます。

発議第 1 号 東日本大震災被災者への支援強化に関する決議。

東日本大震災被災者への支援強化に関する決議について、別紙のとおり発案する。平成 23 年 3 月 25 日提出。提出者 高田文一。賛成者 安藤重夫議員。同じく高橋勝美議員。本巣市議会議長 道下和茂様であります。

決議案につきましては、お手元に配付のとおりでございますけれども、まず何と言っても犠牲となった方々に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、被災者の皆様へ心からお見舞いを申し上げます。次第でございます。

既に全協の中でも御意見がございましたように、今回の震災について多くの市民の皆様が不安や期待やら、そして支援の力をお持ちであることは十分承知しております。そして、いち早く今回の支援体制につきましては、御存じのように国、そして県が市町村という一つの連絡網といえますか、そういう組織の中で調整、あるいは支援の人を結んでおられることは承知をしておりますし、本巣市におかれましても義援金の募集、市営住宅の提供等、市民に対して今回は支援物資の呼びかけをされているということも全協の中で御報告がございました。いずれにしても、今回の被災につきましては、議員の中でも議員の関係者の皆様からも義援をお寄せになっていると。議員の方も、現場へ行かれていろんなことを体験なさっているという情報も聞いております。今回の震災につい

ては、教訓という言葉では終わりませんが、私たち市民も含めました国民が、今何をしなければいけないかということをつくづく感じておる次第でございます。

日に日に、テレビの中を見ておりますと目を背けたくなる、これが本当に日本の国土の中で起きていることかということをつくづく感ずる次第でございます。「心はだれにも見えないけれども、心遣いは見える。思いは見えないけれども、思いやりはだれにでも見える」、この繰り返し繰り返しのテレビ放映、全チャンネルでやっていたようでございますけれども、この放映が終わりますと、現場の放映がいきなり私たちの茶の間へ飛び込んでまいりました。本当に悲惨な状況でございます。そして、この言葉が非常にわかりやすい言葉でございますけれども、日に日にこの言葉の重さ、そして必要性を私たちの心の中に押し込んできております。

その幾つかは御存じのとおりだと思いますし、1日1個のおにぎりが私たちの食べ物ですとか、暖房や明かりのない避難生活、ろうそくの明かりの中で寒さに耐えながら毛布をかぶっていらっしゃるお年寄りや子どもたちの姿、雪の降る瓦れきの中で肉親を捜していらっしゃる人々の映像、本当に生死を分けた一瞬の判断で運や、あるいは生還したという報道。こんなことが本当に私たちの国土にあるのでしょうか。いや、あるんです。

私たちは今、普通の生活ができていると思えば、少しでも普通の生活ができていない人たちに何か助けることが、それが本当の支援ではないかというふうにつくづく思っている次第でございます。

皆さんが十分御承知で、先ほど言いましたように、議員という肩書ではなくて、市民としても支援の活動に加わっていらっしゃることは十分承知をしています。でも、まだまだ多くの人たちが、きのう現在で1,956の避難所で25万288人の方が避難生活をしていらっしゃるという報道がございました。ましてや亡くなった方が9,811人、行方知らずとして届けていらっしゃる方が1万7,541人と聞いています。やっぱり今私たちが人として人を助けることが、生きていくことの当たり前だと思いますが、当たり前のことを一歩でも二歩でも前へ進めることが今私たちに課せられていることだと思っております。

そういうことで、別紙に書きましたように、市の取り組み、支援に関する情報、先ほども言いましたように、現場へ行っていらっしゃる方の情報をお聞きしましたけど、私たちが見ることと現場で見られることの違いがあると思います。情報を確実に収集しながら、そして既にけさも御報告がございましたが、市営住宅の確保、あるいはそれ以外のことも取り組んでいらっしゃいますけれども、さらにお願したいことと、市及び市関連施設や、そして市有地もたくさんある、そんな活用をさらに考えていただきたいと思っておりますし、子どもや高齢者、障がい者などの生活弱者の受け入れも、ぼつぼつと聞くところによると個人で受け入れていらっしゃるということも聞いておりますが、さらに輪を広げていただくことが私たちに課せられたことだと思い、改めて本日提案をさせていただきましたので、どうぞ議員の皆様のお力と御支援をおかりしたいと思っております。よろしくお願います。

○議長（道下和茂君）

これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

少し伺いをいたします。この内容においては、何ら異存もないような気もしますし、またこういうことを提案されるということに関しては何ら異存もありません。ただ、できることであるとするなら、ここに書いてある内容においては、もうとうに市の方でもそれなりに積極的に対応されておられると思う。強いてお願いするなら、市民の方からの住宅の提供等も結構あるんですね。そういうことがこの中に組み込まれておるとするなら、非常にありがたいなあという気はするわけなんです。ただ、市のものに対してのみ請求するのではなく、市議員が一团となって、また市民との協力の中において、市民が持っておられる、本来であると、言葉は悪いですけども不要となって今使わないという住宅地が結構あるということも私のところに来ております。私のところだけでも少なくとも4件以上の申し出が来ておりますので、そういうものも含めたものを窓口として、そういう言葉も中に入れてもらえれば幸いかと思っておりますので、もし直す時間があるとするなら、また聞いていただけるとするなら、組み込まれることを切にお願いをしておきます。

○6番（高田文一君）

ありがとうございました。鏑本議員におかれましては、十分な体験をお持ちだと聞いております。そういうことも十分含めた上で、この決議案があるというふうに御理解いただけるとありがたいんですが、よろしく願います。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、提出者は自席へお戻りください。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、発議第1号 東日本大震災被災者への支援強化に関する決議については、原案のとおり可決することに決定しました。

閉会の宣告

○議長（道下和茂君）

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成23年第1回本巢市議会定例会を閉会いたします。23日間にわたり大変御苦勞さまでございました。

午後4時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員